

令和7年度

鹿児島市職員採用試験案内

情報処理技術者

～システム開発関連企業等職務経験者～

受 付 期 間

令和7年6月9日（月）から同年9月12日（金）まで

※インターネット（電子申請）により申し込んでください。

※ 大荒れの天候等により、試験の延期等が予想される場合、延期等を含む実施判断は鹿児島市ホームページ上に掲載しますので、随時、確認していただきますようお願いいたします。

《採用試験に関する問い合わせ先》

鹿児島市人事課人事研修係

〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号 鹿児島市役所本館2階

TEL 099-216-1137

メールアドレス jin-jinji@city.kagoshima.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/jinji/shise/saiyo/saiyo.html>

※ 右上の二次元コードをスマートフォンで読み取ると市ホームページ（『職員採用試験情報』）へアクセスできます。



1 試験区分及び受験資格

(1) 受験資格については、受験資格欄に定めてあるとおりとし、①～③の全ての要件を満たさなければなりません。

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務 (情報処理技術者)	若干名	① 昭和61年4月2日以降（障害者にあつては昭和59年4月2日以降）に生まれた者 ② 民間企業等、国若しくは鹿児島県外に本庁等を置く公的機関又は鹿児島市役所における情報システムの開発、運用管理などの職務経験（鹿児島市役所においては任期の定めのある職員としての職務経験に限る。）を直近5年中3年以上有する者 ③ 情報処理技術者試験センターが実施する別表に掲げる試験のいずれかに合格している者

注1 職務経験には、鹿児島県内に本庁等を置く公的機関における職務経験は該当しません（鹿児島市役所における任期の定めのある職員としての職務経験を除く。）。

注2 「民間企業等、国若しくは鹿児島県外に本庁等を置く公的機関又は鹿児島市役所における情報システムの開発、運用管理などの職務経験（鹿児島市役所においては任期の定めのある職員としての職務経験に限る。）」とは、会社員、団体職員、自営業、県外に本庁等を置く公的機関の公務員、鹿児島市職員（任期の定めのある職員に限る。）として週35時間以上の勤務に1年以上継続して従事した期間が該当し、当該期間が直近5年のうち3年以上（複数の職務経験を合算する場合、各職務経験における1月未満の日数は30日を1月として、1年未満の月数は12月を1年として計算します。）あることを要します。

注3 職務経験年数の直近5年の基準日は、令和7年3月31日現在とし、対象となる期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

注4 同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一つのみの職務が対象となります。また、学歴（通信制課程及び定時制課程に係るものを除く。）と重複する期間は含みません。

注5 職務経験年数の「3年以上」には、育児休業、退職等で休んでいた期間は含みません。ただし、産前産後休暇期間は含みます。

注6 職務経験年数確認のため、最終合格決定後に職務経験に関する証明書を提出していただきます。なお、職歴が確認できない場合及び職務経験年数などに虚偽があった場合には、合格を取り消します。

[別表]

試験名称	備考
応用情報技術者試験	ソフトウェア開発技術者試験、第一種情報処理技術者試験、プロダクションエンジニア試験を含む。
ITストラテジスト試験	システムアナリスト試験及び上級システムアドミニストレータ試験を含む。
システムアーキテクト試験	アプリケーションエンジニア試験及び特種情報処理技術者試験を含む。
プロジェクトマネージャ試験	—
ネットワークスペシャリスト試験	テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験及びオンライン情報処理技術者試験を含む。
データベーススペシャリスト試験	テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験を含む。
ITサービスマネージャ試験	テクニカルエンジニア（システム管理）試験及びシステム運用管理エンジニア試験を含む。
システム監査技術者試験	情報処理システム監査技術者試験を含む。
情報処理安全確保支援士試験	情報セキュリティスペシャリスト試験、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験及び情報セキュリティアドミニストレータ試験を含む。

(2) 前記の受験資格にかかわらず、次のア～エのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

採用は、令和8年4月1日の予定です。

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

試験の内容		
第1次試験	書類選考	応募書類の記載内容により、受験資格、経歴等について審査を行います。
第2次試験	面接試験	主として人物について、面接試験を行います。

※ 最終合格者は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の結果は反映されません。

※ 面接試験の参考資料とするため、上記に加えて第1次試験合格者に適性検査を自宅のパソコン等で受けていただきます。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

	日 時	場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	書 類 選 考		令和7年10月10日(金) 午後3時 鹿児島市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
第2次試験	令和7年11月中旬 詳細は、第1次試験合格者に電子メールで通知します。(注1)	鹿児島市 詳細は、第1次試験合格者に電子メールで通知します。(注1)	令和7年11月下旬 (注2)

注1 第1次試験合格者で、第2次試験案内等が令和7年10月10日(金)午後5時までに届かないときは、ただちに鹿児島市人事課まで問い合わせてください。

注2 第2次試験の合格者発表については、合格者の受験番号を鹿児島市ホームページ上に掲載します。また、合格者には文書で通知します。

5 試験結果の本人への提供

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で提供を申し出ることができます(下表参照)。

試 験	申 出 が で き る 人	提 供 内 容	提 供 期 間	提 供 場 所
第1次試験	全 受 験 者	総合得点、合格	合格発表日から	鹿児島市人事課 (市役所本館2階)
第2次試験	第2次試験不合格者	最低点及び順位	起算して1か月間	

申出をする場合は、必ず受験者本人(代理は認めません。)が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参し、鹿児島市人事課へお越しく下さい。電話、はがき等による申出では提供できません。

受付時間は、提供期間内の午前8時30分から(合格発表当日は午後4時から)午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び休日は受け付けておりません。

6 給与

給与については、給料及び諸手当が支給されます。次表の初任給は、令和7年4月1日現在の新卒で採用された場合の標準的なものであり、これに加えて民間企業等の職歴等を勘案し、初任給に反映します。

区 分	初 任 給	諸 手 当
大学卒	220,000円	住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
短大卒	207,400円	
高校卒	194,500円	

(参考)

給料月額	備 考
約29万円	大卒、35歳で職歴13年の場合

※ 上記の給料月額は、年齢、職位、職歴の内容によって異なる場合があります。

7 勤務場所及び職務内容

勤務場所	職務内容
市長事務部局、各種行政委員会、公営企業等	各情報システムの構築、運用・管理に関わる業務等に従事します。 ただし、情報システム関係以外の事務を担当する部署に配属される場合があります。

※ 勤務時間は原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 休日は原則として、土曜日及び日曜日のほか祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）です。

※ 鹿児島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき年次有給休暇、特別休暇等があります。

8 受験手続及び受付期間

インターネットで申し込んでください。（持参・郵送では受け付けておりません。）

(1) 申込方法

鹿児島市ホームページ『職員採用試験情報』のページから、電子申請の詳しい手続を確認して申し込んでください。（※URLは表紙に記載）

(2) 電子申請時に添付が必要なもの

ア エントリーシート

※ 鹿児島市ホームページ「職員採用試験情報」のページから様式をダウンロードしてください。

イ 情報処理技術者試験センターが実施する試験の合格証書の写し（又は合格証明書の写し）

ウ 写真データ

※ 申込日前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向のもの（サイズが縦横比4：3のものに限る。）

(3) 受験申込の受付期間及び受付時間

令和7年6月9日（月）午前9時から同年9月12日（金）午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び休日を含む。）